平成２２年（フ）第５９５号
大阪市住吉区帝塚山西１丁目11番Ａ―217号
債務者　長原　春雄（旧姓廖）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７７９号
大阪府枚方市藤阪元町１丁目５番８号
債務者　笹田　善彦
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４４０号
大阪市西淀川区佃１丁目１番75―403号
債務者　長　　哲也
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５３１号
大阪府高槻市奈佐原４丁目12番15号
債務者　村上　真士（旧姓横川）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８８５号
大阪府箕面市萱野１丁目20番16号　北芝住宅Ｆ―201号、住民票上の住所大阪府高槻市西之川原１丁目31番８号
債務者　吹田　哲也
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２０８１号
大阪府豊中市夕日丘３丁目11番17―202号
債務者　岩尾　智子（旧姓太田和）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１２９号
大阪市東成区深江南２丁目２番18号
債務者　細井　隆史
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１４９号
大阪市住之江区南港中５丁目３番45―501号
債務者　高橋千恵子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１５０号
大阪市住之江区南港中５丁目３番45―501号
債務者　高橋　　健
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１６０号
大阪府東大阪市寿町３丁目２番11号、住民票上の住所大阪市平野区加美北８丁目21番３―305号
債務者　伊良皆加壽世
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１６７号
大阪府高槻市南総持寺町２番５号
債務者　坂元　弘起
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１９１号
大阪府大東市泉町２丁目10番18号　アキツマンション203号
債務者　千原　　繁
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２１４号
大阪市此花区高見１丁目５番43―304号
債務者　飴谷　健一（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２３９号
大阪府吹田市五月が丘南15番10―102号
債務者　清水　　明
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２４０号
大阪府吹田市五月が丘南15番10―102号
債務者　清水　輝子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２４６号
大阪府枚方市樋之上町９番６―404号
債務者　馬﨑榮三郎
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２４９号
大阪市浪速区恵美須西１丁目４番13―804号
債務者　渡部　泰樹
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２５４号
大阪市西成区梅南３丁目２番37号
債務者　川平ふみゑ
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部